

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2026年3月26日
【会社名】	オプテックスグループ株式会社
【英訳名】	OPTEX GROUP Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中島 達也
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役兼CFO 山名 幸輝
【本店の所在の場所】	滋賀県大津市におの浜四丁目7番5号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 中島 達也及び取締役兼CFO 山名 幸輝は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであるため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、2025年12月31日を基準日として、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、当社の財務報告に係る内部統制の評価を実施しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（以下「全社的な内部統制」）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断した連結子会社及び持分法適用会社については、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

当社は複数事業を営む製造業の連結グループであります。見込み生産及び受注生産を基本とする製造業において、生産活動と販売活動を通じて多額に計上される売上高、買掛金及び棚卸資産を選定し、業務プロセスの評価の対象としました。

また、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、全社的な内部統制の評価が良好であることを踏まえ、主要な生産、販売会社並びに過年度の評価の結果などを質的重要性として考慮しながら、それぞれの勘定科目について、連結財務諸表金額（連結会社間取引及び棚卸資産の未実現利益の消去後）を指標にして、おおむね3分の2程度に達するまで事業拠点を選定し評価の対象としました。

業務プロセスは、それぞれのプロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、関連文書の閲覧、当該内部統制に関係する適切な担当者への質問、業務の観察、内部統制実施記録の検証等の手続を実施することにより、当該統制上の要点の整備及び運用状況を評価しました。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について分析した結果、重要な虚偽記載の可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス（税効果会計）について、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日現在において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。